改訂中

鎌倉市立玉縄小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 平成 30 年 12 月改正 鎌倉市立玉縄小学校

【学校教育目標】「つよく、やさしく、かしこく、そして じょうぶな子ども」

- (1) つよく:生涯学び続けることができる強い意志を持つ子ども
- (2) やさしく:人々と力を合わせ、自然をも愛する明るくやさしい心を持つ子ども
- (3) かしこく:ものごとを深く考え、真理を求めて進んで学ぼうとする子ども よりよい社会と幸福な人生の創り手となるために学び続けられる力 を持つ子ども
- (4) じょうぶ:心身共に健康な子ども

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」第2条)

本校では、法の定義や国・県・市の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、子 ども本人がいじめと感じたものは、すべていじめとしてとらえます。

【いじめに対する基本認識】

- ●いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- ●いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
- ●いじめは、家庭環境や対人関係など

 様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- ●いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲 の子どもにも注意を払う必要がある
- ●いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである
- ●いじめは、その行為や様態により、犯罪行為として取り扱われるものもある

1. 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人によって感じ方やとらえ方が異なるため、「いじめ」なのかどうかの判断は慎重に行われなければなりませんが、大切なことは、いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、教職員がチームとなって迅速に対応することです。いじめの問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」「早期解決」に取り組みます。

本校のすべての子どもにとって、安全で安心して生活できる場所であるためにも、 教職員が情報を共有し取り組むとともに、関係機関や教育委員会との連携も密にし、 子どもたち一人ひとりに対しチームで支援する体制づくりを進め、早期発見、早期 解決に努め、「いじめのない学校」を目指します。

また、いじめの問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組む必要があるため、日頃から地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めていきます。

(いじめの禁止)

本校では、いじめを禁止するとともに、いじめを放置しません。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。

また、いじめが疑われる場合においても、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防 止に努めます。

2. いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ○体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して 自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度 等、道徳性を育む取組を進めます。
- ○日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じることができる学校生活づくりを推進します。
- ○「道徳科(特別の教科道徳)」の時間などにおいて、児童がいじめの問題について自ら考えたり、いのちの大切さを学んだりする機会を設けていきます。
- ○いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ○いじめの防止等のための対策に関する取組を年間計画に位置付けて実施します。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ○「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から児童の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努めます。
- ○けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめかどうか判断します。
- ○定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を 次のように整えます。
- <定期的な調査方法>
 - ① 児童対象いじめ等のアンケート調査 年3回(6月、10月、2月)

- ② 個人面談(教育相談)を通じた学級担任による、児童及び保護者からの生活や 学習に関する相談・面談 年2回(6月、11月)
- ○児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① 心のふれあい相談員の活用
 - ② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - ③相談ポストの活用

(3) いじめの早期対応

- ○いじめの対応には、全教職員の理解のもと連携し、担任等が孤立したり、一人で 抱え込んでしまったりする等の状況を起こさないように、チームで組織的に対応 します。
- ○いじめを見た、またはいじめの疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをや めさせ対応をします。
- ○教職員がいじめに係る相談を受けた場合は、すみやかにその事実の有無を確認します。
- ○相談・通報のあった事案は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し情報の共有と 早期解決に努めます。
- ○いじめがあることが確認された場合には、学校は、いじめを受けた児童を守るため、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- ○これらの対応については、保護者、地域、関係機関等と連携して取り組みます。
- ○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告・協議し所轄警察署との相談や学校警察連携制度の活用など、警察と連携して取り組みます。

(4) いじめの解消

- ○いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、いじめを行った児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営なませるための助言や支援を行います。
- ○いじめに係る行為(被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為)が 相当期間(3ヶ月を目安)止んでいて、被害児童がいじめの行為により心身の苦 痛を感じていないと認められる状況を「いじめの解消」と考えるが、引き続き面 談や日常の様子をきめ細かく把握し、再発を防ぎます。
- ○学年進級時には、いじめの指導が継続中の場合はもちろん、解消した場合におい

ても、引き継ぎ・継続的な見守りを行います。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ○インターネット上で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、携帯電話利用教室等、必要な啓発活動を行います。 また、学級活動や道徳、総合的な学習の時間、技術・家庭等の授業の中で、情報 モラル教育の一層の推進を図ります。
- ○学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を 設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を 進めます。
- ○インターネットを通じて行われるいじめについては、外部専門機関等への協力を 得て、対応に努めます。

3. いじめ防止等対策委員会の設置

いじめの防止等の取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、特定の教職員で対処するのではなく、必要に応じて外部専門家の参画も得ながら、学校全体で組織的な対応を行います。

【構成員】

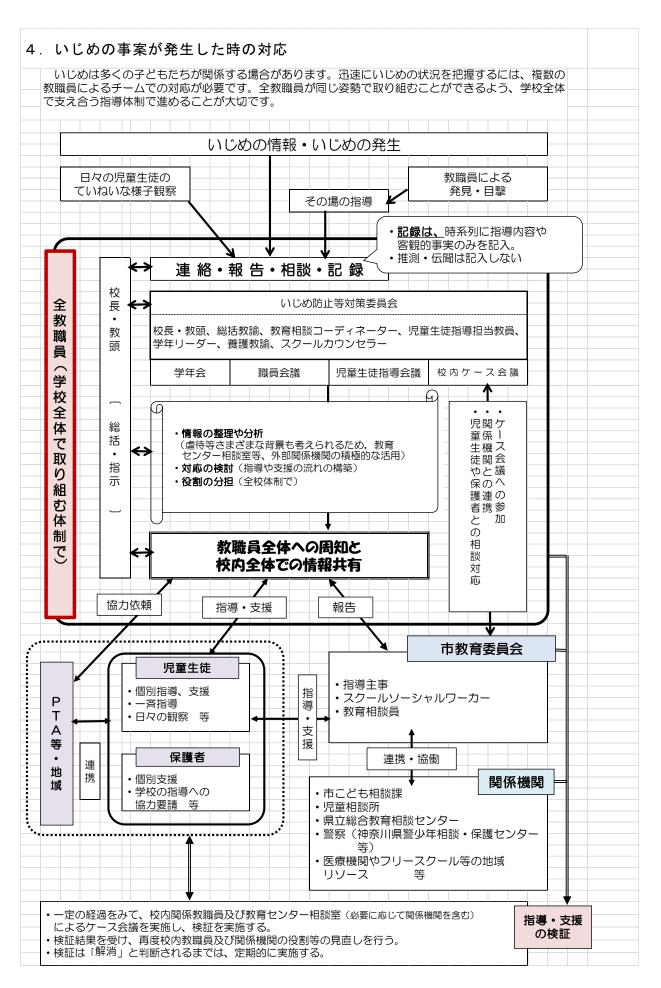
校長・教頭、総括教諭、教育相談コーディネーター、児童指導担当教員、学年リーダー、養護教諭、スクールカウンセラー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任や部活動の顧問等構成員を追加します。

【開催時期と内容】

いじめの事案が発生していない時でも、学期に1回程度は開催し、児童の情報交換といじめ防止のための事例研究や研修を行います。

また、学校いじめ防止基本方針の見直しや、基本方針に基づく取組の年間計画の作成や実施等のほか、次のことを担当します。

- ◇児童や保護者の相談や地域住民等からの通報の窓口
- ◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報を収集、記録
- ◇いじめの疑いのある情報があった際の学年会や職員会議等緊急会議の開催
- ◇関係する児童への事実関係の聴取など、いじめに関連する情報の迅速な収集及 び調査
- ◇いじめられた児童の保護やいじめを行った児童に対する指導や支援・連携・方針の検討
- ◇いじめを受けた児童及び行った児童に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ◇在校生やその保護者に対する情報提供



5. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめを受けていた児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、若しくは、いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間(概ね 30 日。但し、連続して欠席している場合は、この目安にかかわらず。)欠席を余儀なくされている疑いがある場合を指します。

(2) 事態の発生を受け対応

- ○学校はいじめの重大事態と判断したときには、国の基本方針及び「いじめの重大 事態の調査に関するガイドライン」に基づき、次にあげるフローにより適切に対 処します。
- ○児童やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった ときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはい えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査等に当たります。
- ○調査に当たっては「いじめ防止等対策委員会」の構成員が中心となり進め、事態 の収束まで調査を続けます。なお、事案内容により構成員については鎌倉市教育 委員会と検討し、校長が任命します。

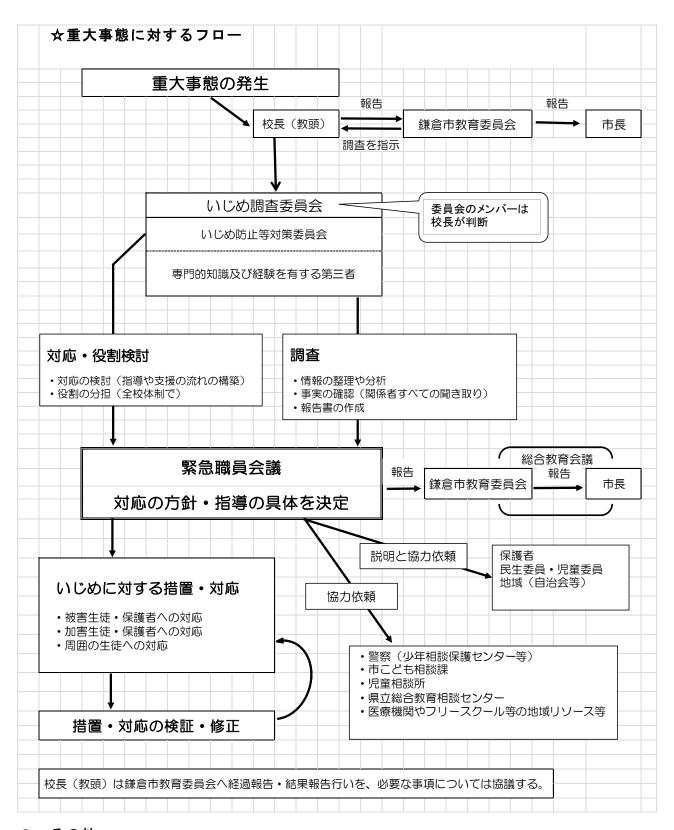
【構成員】

いじめ防止等対策委員会の構成員に加え、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

- ○学校は調査内容を、鎌倉市教育委員会へ報告、及び総合教育会議等を通じて市長 に報告するとともに、必要な対応を協議します。
- ○学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと判断した 場合、鎌倉市教育委員会においての調査を依頼します。

(3) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

- ○学校はいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。
- ○当該情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校 生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個 人のプライバシーへの配慮に留意して行います。
- ○調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめ調査委員会は所見をまとめた文書を添えて報告します。



6. その他

本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけ、適切に 自校の取組を評価します。